



iGES
2008年度 年報

CONTENTS 目次

はじめに	1
IGESの概要	3
研究活動	7
気候政策プロジェクト	8
市場メカニズムプロジェクト	10
バイオ燃料プロジェクト	12
森林保全プロジェクト	14
淡水プロジェクト	16
廃棄物・資源プロジェクト	18
ビジネスと環境プロジェクト	20
能力開発と教育プロジェクト	22
プログラム・マネージメント・オフィス (PMO) の活動	24
持続可能な社会の具現化に向けた研究活動	28
研究活動拠点・機関	29
海外事務所の活動	30
国内拠点・機関の活動	31
政府間プログラム・ネットワーク等との連携	33
情報発信・アウトリーチ	35
資料編	39
財務諸表	40
財団概要	42
寄附行為	45

はじめに

FOREWORD



持続可能な開発を促し、低炭素社会への移行を推進する上で、アジア太平洋地域が果たすべき役割はますます重要になっています。

(財)地球環境戦略研究機関
理事長 浜中 裕徳

財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)は、1998年に日本政府のイニシアティブと神奈川県からの支援により設立され、アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現に向けて、地球環境問題に関する実践的な戦略研究を行っています。

IGESでは3年を一期とする研究計画を立てており、第4期統合的戦略研究計画(2007年4月～2010年3月)においては、気候政策、市場メカニズム、バイオ燃料、森林保全、淡水、廃棄物・資源、ビジネスと環境、能力開発と教育の各研究プロジェクトを、アジア太平洋地域の実際の政策ニーズに即した形で実施しています。域内の多様なニーズに対応すべく、これらプロジェクトをプログラム・マネージメント・オフィスが調整し、また分野横断的研究も行っています。

2008年4月にIGESは設立10周年の節目を迎えましたが、2008年はまた、地球規模の環境問題の解決に向けて大きな動きがあった1年でした。北海道洞爺湖サミットで気候変動問題が最重要課題のひとつとして取り上げられ、国内外では京都議定書の第一約束期間が終了する2012年後の将来気候枠組みに関する議論が進められる中、IGESでもこれまで蓄積してきた研究ネットワークを最大限活用し、戦略研究に基づく情報提供や政策提言を精力的に行いました。5月には、G8環境大臣会合に先立ち、国際シンポジウム「気候変動と水」を神戸で開催し、シンポジウムでの議論をまとめたメッセージを大臣会合に報告しました。また同大臣会合においては、主要議題に関する討議文書の提供や議長総括の取りまとめを行い、会合に実質的に貢献することができました。続いて6月には、IGES設立10周年記念国際シンポジウム「地球温暖化

に立ち向かうアジア太平洋の戦略」を横浜で開催し、これまでのIGESの研究成果をもとにまとめたIGES白書II「アジア太平洋の未来戦略：気候政策と持続可能な開発の融合を目指して」の発表を通じて、気候変動問題に配慮した開発戦略を提示しました。また、12月にポーランド・ボズナンで開催された国連気候変動枠組条約第14回締約国会議(COP14)及び京都議定書第4回締約国会合(CMP4)では、現行の気候交渉に関連する6つのサイドイベントを主催し、将来気候枠組みに関する国際合意に向けた政策提言をアジアの視点から行いました。この他、IGESが事務局を務めるアジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)、3Rイニシアティブ、北九州イニシアティブ等の国際的なフォーラム・ネットワークとの一層の連携強化を図り、ダイナミックに進展する持続可能な開発や環境に係る政策形成に積極的に係わりました。

持続可能な開発を促し、低炭素社会への移行を推進する上で、アジア太平洋地域が果たすべき役割はますます重要になっています。IGESでは、設立以来培ってきた各国政府、地方自治体、企業、NGO、市民、専門家等多岐にわたる関係者の皆様とのパートナーシップをさらに深めながら、アジア太平洋地域の現実を直視した多面的・学際的な研究を進め、革新的かつ戦略的な政策提言を通じて、持続可能なアジア太平洋地域の実現に資する政策形成を促していきたいと考えています。

今後とも、IGESの研究活動に対しまして、変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



IGESの概要

OUTLINE OF IGES

IGESが目指すもの ～アジア太平洋発の地球環境戦略～

MISSION AND GOALS – GLOBAL ENVIRONMENTAL STRATEGIES FROM THE ASIA-PACIFIC REGION –

アジア太平洋地域では急速な経済発展とともに人口増加や都市化が進行する一方で、依然として貧困の軽減が大きな課題となっています。地域的な経済統合に向けた取り組みが進められ、経済の更なる発展と貧困の軽減のための新たな機会がもたらされようとしていますが、このような動向は同時に、森林の消失や、大気や河川の汚染、廃棄物の増大など、自然資源や環境への負荷の増大を加速させるおそれがあります。また、世界的に喫緊の課題である地球温暖化については、アジア太平洋地域は温室効果ガスの一大発生源であると同時に、地域の経済、社会、そして人々の生活が、その影響を最も深刻に被ると懸念されています。

IGESの使命は、こうした様々な課題に対峙しながら、50年後、100年後を見据え、アジア太平洋地域において持続可能な開発を実現するための戦略を立て、実効性ある政策を提言することです。地球温暖化をはじめとする環境問題の解決に向けた国際的な取り組みにおいて、アジア太平洋地域が今後果たす役割への期待や要請はますます高まっています。アジア太平洋地域は経済や政治、文化、自然環境の面で多様性に富んでおり、各地域の状況を適切に踏まえて政策提言を行うことが極めて重要です。

IGESは、これまで培ってきた多様な関係者(ステークホルダー)との協力関係をさらに拡充することにより、アジア太平洋の視点から戦略的な政策研究を遂行するとともに、その成果を世界に向けて広く発信し、持続可能な社会の実現に貢献していきたいと考えています。



アプローチ

APPROACH

- 国際的な環境戦略研究の実施

IGESは、地球環境問題に取り組む国際的な戦略研究機関*です。IGESは、実際の問題に立脚した問題解決型かつ多面的・学際的研究を行うと共に、その成果を現実の政策形成過程に適用可能なものとするを旨としており、特定の国の利害にとらわれないグローバルな観点から、環境問題の解決に役立つ政策や制度の提案を行います。

*国連経済社会理事会 (UN/ECOSOC) の特別協議資格を取得 (2003年4月)

- アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現にフォーカス

IGESは、世界の中でも特に産業活動や人口が飛躍的に増大し、今後更に地球環境に大きな影響を及ぼすであろうアジア太平洋地域における持続可能な開発を主要な研究ターゲットとしています。

- 研究成果の積極的なアウトリーチと具現化

IGESは、単なる学術研究を超えた政策志向型の研究機関です。研究成果を、国際機関、各国政府、地方自治体などの政策形成や、企業、NGO、市民の行動に反映させることを目指し、多様な関係者(ステークホルダー)に向けた政策提言として積極的に発信します。

国際的戦略研究

アジア太平洋地域に
フォーカス

アウトリーチ

持続可能な社会の実現に向けた
政策形成への反映

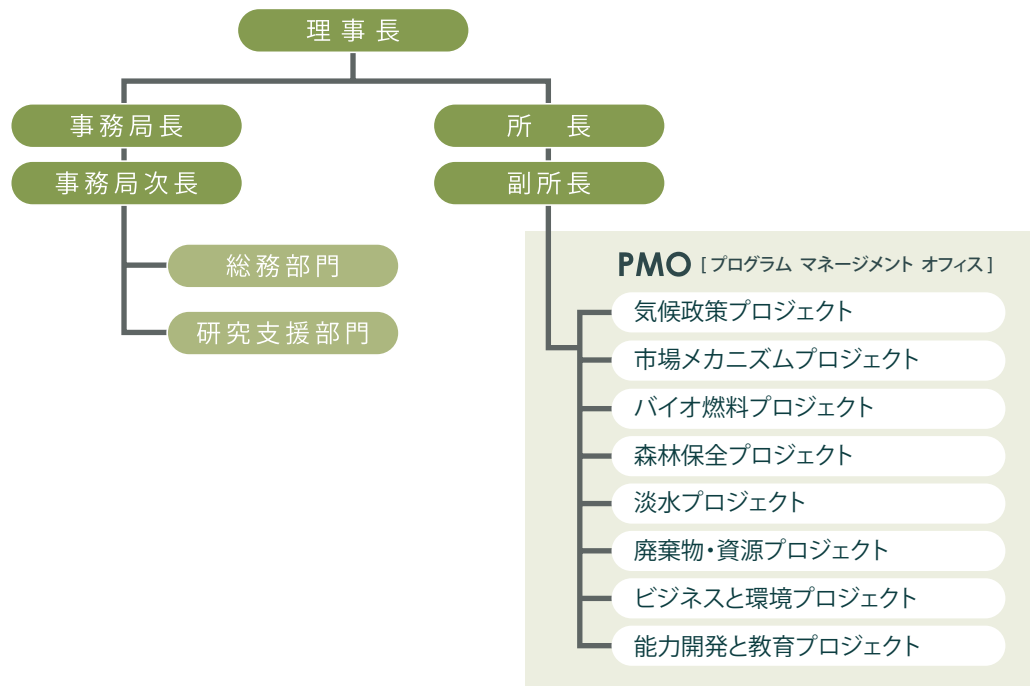
IGESの研究活動

IGES' RESEARCH ACTIVITIES

IGESでは、3年を一期とする研究計画により、アジア太平洋地域のニーズに基づいた実践的な研究を行っています。2008年度には、第4期統合的戦略研究計画(2007年4月～2010年3月)に基づき、研究プロジェクト間の調整や分野

横断的研究を行うプログラム・マネージメント・オフィス (PMO) の下で、8つの研究プロジェクトを実施しました。また、国内外の研究拠点や政府間プログラム・ネットワーク等との連携を通じて幅広い研究活動を行いました。

IGESの研究活動体制



研究活動拠点・機関

関西研究センター

北九州事務所

バンコク事務所

北京事務所

国際生態学センター (JISE)

持続性センター (CFS)

IPCCインベントリー
タスクフォース
技術支援ユニット(TSU)

アジア太平洋地球変動
研究ネットワーク(APN)

The background features a light green gradient with a white curved shape on the left side. In the bottom left corner, there are dark green silhouettes of leaves and branches. On the right side, there is a dark grey rectangular block.

研究活動

RESEARCH ACTIVITIES

気候政策プロジェクト

CLIMATE POLICY PROJECT



01 研究の目的・概要

地球温暖化対策を一層促進する上で、アジアの取り組みは不可欠です。本プロジェクトでは、アジアの持続可能な開発に寄与する効果的な気候政策の提案を目指し、「適応」「2013年以降の気候枠組み」「コベネフィット」の3つのテーマに関する研究を実施しています。

02 主な研究活動

2013年以降の気候枠組み

本研究では、京都議定書第一約束期間後の国際的な枠組みの構築に研究の焦点を当て、「アジアにおける2013年以降の気候変動枠組みに関する非公式対話」をバンコク(2008年8月)と京都(2008年10月)で実施しました。一連の協議の成果をCOP14サイドイベント「コペンハーゲン合意に向けて:アジアの視点から」において発表し、コペンハーゲンでの合意(COP15)に向けた気候交渉プロセスを促進するための政策をアジアの視点から提案しました。

また、「アジア開発銀行ミニ・スターン・レビュー」と国連環境計画アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP)及びアジア環境法制度・遵守ネットワーク(AECEN)による「気候変動対策に係る法制度強化:アジア諸国研究」において、東南アジア諸国と日本の気候政策に係る法律枠組みについてそれぞれレビューを行いました。

コベネフィット

本研究では、重要部門(運輸・農業・廃棄物管理等)のエネルギー効率に焦点を当て、持続可能な開発に資する「コベネフィット」*を最大化するための方策を検討しました。2008年4月にタイ・バンコクで環境省及び米国環境保護庁と共催した日米ワークショップ「気候変動対策と開発のコ



BAQプレイイベント「気候に優しいアジアの交通戦略:コベネフィットの障害克服に向けて」

ベネフィット」では、アジアにおいてコベネフィットの政策効果が高められるケースとその障害について意見交換を行いました。また、2008年11月にタイ・バンコクで開催されたベター・エア・クオリティ (BAQ) 2008に先駆けてプレイベント「気候に優しいアジアの交通戦略:コベネフィットの障害克服に向けて」を環境省と共催し、アジアの途上国における交通政策のコベネフィットを最大化させる可能性等について議論を行いました。これらの結果に基づき、COP14サイドイベント「将来枠組みの下における交通部門のコベネフィット推奨:可能性と優先事項」では、多くの交通政策が開発や気候政策にコベネフィットをもたらすにもかかわらず、交通部門が世界の炭素市場から恩恵を受けていない点を指摘し、クリーン開発メカニズム (CDM) の改善に向けた政策提言を行いました。

* 温暖化対策によって、大気汚染改善やエネルギー効率改善、経済発展等の面でもたらされる効果。

適応

地球温暖化対策では、温室効果ガスの排出緩和とともに、温暖化の影響に対処するための適応能力の向上も重要な課題です。

本研究では、気候変動の影響を非常に受けやすい農業や水資源部門における適応策を国・地域レベルの開発政策に組み込む「主流化」の促進に焦点を当てました。2008年10月にバングラデシュ・ダッカで行われた「地域参加型適応に関する国際ワークショップ」では特別会合を開催し、農業・水資源部門にお

COP14での記者ブリーフィング



COP14サイドイベント「適応策の効果:気候交渉への影響」 Photo courtesy of IISD/ENB



る適応問題の主流化に向けた方策について意見を交換しました。また、適応策の効果を測るための指標である適応メトリクスについて世界銀行と共同で研究を進め、2008年4月に東京で開催した専門家諮問会合やインドやバングラデシュにおけるフィールド調査の成果をもとにスコoping・レポート(研究範囲を示す報告書)を作成しました。これら一連の研究成果を2008年12月の国連気候変動枠組条約第14回締約国会議 (COP14) サイドイベント「適応策の効果:気候交渉への影響」(共催:世界資源研究所)において発表し、適応メトリクスの実際の活用や有用性評価について議論を深めました。

PROJECT CLOSE-UP プロジェクト・クローズアップ

アジアの視点から2013年以降の気候変動枠組みを提言



2013年以降の気候変動枠組みの形成にアジアの視点を反映させることを目指し、本プロジェクトでは2005年度から「アジアにおける2013年以降の気候変動枠組みに関する非公式対話」を実施しています。2008年度は、タイ・バンコク及び京都で対話を開催しました。京都で開催した対話「コペンハーゲン合意に向けて一課題と展望」では、政策担当者、国際機関の代表、専門家等約80名が途上国・先進国双方から一堂に会し、パリ

行動計画において議論を呼ぶと思われる重要事項(セクター別アプローチ、適応、REDD<森林減少・劣化による排出の削減>、エネルギー安全保障、コベネフィット等)に焦点を当て、現状の課題と選択肢について率直な意見交換を行いました。本プロジェクトでは、対話の成果をIGESブリーフィングノートシリーズとしてアジアの視点からとりまとめ、COP14等、気候変動枠組みに係る議論の場で積極的に提示しました。

市場メカニズムプロジェクト

MARKET MECHANISM PROJECT



01 研究の目的・概要

温室効果ガスの削減を効果的に進める上で、クリーン開発メカニズム(CDM)や排出量取引等の市場メカニズムは大変重要な役割を果たします。本プロジェクトでは、市場メカニズムの制度に関して企業等にわかりやすく伝えることによって、市場メカニズムの効果的な導入・実施を支援するとともに、制度に影響を受ける企業等の視点を政策立案者に伝えることで、実効的な政策立案に貢献することを目指しています。

02 主な研究活動

アジアにおけるCDMのキャパシティ・ビルディング

CDMの円滑な実施に向けて、アジアの6カ国(中国、インド、インドネシア、タイ、フィリピン、カンボジア)を対象に各国のニーズに応じた研修や、CDMプロジェクトとして国連に登録されるためのプロセス全般(プロジェクト設計書の作成、ホスト国政府承認審査手続き、有効化審査の対応等)に関する支援等を行いました。

CDMプロジェクトの2大ホスト国である中国とインドについては、現地の政策担当者・専門家を招聘して2008年9月に東京で公開セミナー「中国の気候変動政策の行方とCDMの現状」及び「インドCDMの現状と課題」をそれぞれ開催し、CDMプロジェクト実施の際の留意点や今後の展望等について詳細な情報提供を行いました。

また、これまでの活動から得られた経験を基にCDM制度改革に向けた研究を進め、国連プロセスへのインプットを積極的に行いました。2008年6月の国連気候変動枠組条約(UNFCCC)第28回補助機関会合(SB28、ドイツ・ボン)や12月の国連気候変動枠組条約第14回締約国会議(COP14、ポーランド・ボズナン)においてCDM改革に関するサイドイベントを開催したほか、10月には、後発発展途上国のCDMプロジェクト登録プロセス改善案をUNFCCC下のCDM理事会に対してカンボジア政府と共同で提案しました。



公開セミナー
(インドCDMの現状と課題)



インド南部のバイオマス利用施設

共同実施(JI)・グリーン投資スキーム(GIS)のキャパシティ・ビルディング

経済移行国におけるJI・GISの実施支援として、ウクライナ・キエフで行われたGIS専門家会合に参加し本プロジェクトの知見を提供したほか、同地で開催された国際会議において日本の政策を紹介し、京都メカニズムの普及促進を図りました。

京都メカニズムの普及促進

CDMに関する出版物やデータベースの拡充を図り、CDMの基本的情報をまとめた「CDM in Charts」、「CDM各国情報」、「図解京都メカニズム」等の出版物及び各種データベースをタイムリーに更新するとともに、「排出削減計算シートシリーズ」を新たに公開しました。なお、CDMプロジェクトに関する情報普及について、2008年4月にIGESとUNFCCC事務局との間で趣意書(MoU)を締結し、各種データや情報の円滑な交換に向けた協力を行っています。

排出量取引に関する研究

国内外で排出量取引制度への関心が高まる中、2008年11月に国際セミナー「海外の排出量取引の最新動向と国際リンク」を東京で開催し、海外の排出量取引及び国際リンクに関する最新動向を詳しく紹介しました。また、2009年3月には国際シンポジウム「排出量取引制度における排出枠の割当およびリーケージ／国際競争力」を東京で開催し、米国や欧州における実際の検討事項・制度設



国際シンポジウム「排出量取引制度における排出枠の割当およびリーケージ／国際競争力」

計等について知見を共有しました。

また、国際的な研究ネットワークであるClimate Strategiesが実施する共同研究に参加し、その一環として日本の排出量取引制度と国際リンクに関するワーキングペーパー(英文)を発表しました。

PROJECT CLOSE-UP プロジェクト・クローズアップ

アジアの経験に基づくCDM改革を提案



本プロジェクトは、COP14において公式サイドイベント「市場メカニズムの行方:気候変動緩和策におけるコベネフィットの実現とアジアの経験に基づくCDM改革の提案」を環境省及び海外環境協力センター(OECC)と共催しました。

このイベントでは、気候変動緩和策におけるコベネフィット(相乗便益)を定量的に評価するためのツールについて意見交換が行わ

れたほか、CDMからのコベネフィットを強化するための方策について議論しました。また、本プロジェクトがアジアにおけるCDMのキャパシティ・ビルディング活動を通して得られた経験を紹介し、CDMを進める上での障害を指摘したほか、特定の再生可能エネルギーについては追加性テストを免除する等、今後のCDMルール改善に向けた具体的な提案を行いました。

バイオ燃料プロジェクト

BIOFUELS PROJECT



01 研究の目的・概要

アジアにおけるバイオ燃料利用のコストと便益の評価及びバイオ燃料の利用を環境や持続可能な開発の観点から最適にするための政策の策定を、交通部門を中心に目指します。

02 主な研究活動

バイオ燃料の長所と短所

アジアの交通部門におけるバイオ燃料利用を最適にするためには、バイオ燃料が社会・環境・経済に及ぼす影響を把握することが不可欠です。日本、中国、インドネシア、インドをケーススタディー対象国として、生産・利用されているさまざまなバイオ燃料毎の生産方法や消費



ジャトロファに関する現地調査(中国・雲南省)

パターン等を調査して長所と短所を評価・分析し、アジア地域における概況の整理を進めました。研究成果を学術誌上で発表したほか、2008年6月のIGES設立10周年記念国際シンポジウム「地球温暖化に立ち向かうアジア太平洋の戦略」(横浜)、2008年8月の「エネルギー安全保障と気候変動:課題、戦略、オプション(ESCC 2008)」(タイ・バンコク)、2008年11月の「ベター・エア・クオリティ(BAQ)」(タイ・バンコク)、2008年12月の「湘南国際村青少年国際セミナー」(横浜)等の機会に発表しました。

バイオ燃料の生産と消費に関する政策

多くのアジア諸国で既に導入されている補助金及び税制優遇等の経済的インセンティブや、ガソリン及びディーゼル燃料へのバイオ燃料混合の義務化

等、バイオ燃料促進に関連する政策を評価・分析しました。研究成果を学術誌上で発表したほか、2009年3月の「持続可能な資源管理に関するアジアセミナー」(東京)等多くの場で発表しました。

バイオ燃料貿易による影響

バイオ燃料の輸入・輸出によって生じる影響評価のほか、関税や補助金、価格設定等の政策効果分析を行うために、慶應義塾大学及び国立環境研究所(NIES)との共同研究「バイオマス持続利用への環境管理技術の開発」(2007～2009年度)を実施しました。

バイオ燃料政策パッケージの立案

バイオ燃料に関する様々な側面からの評価・分析をもとに、持続可能なバイオ燃料の生産・利用とアジアの持続可能な開発に資する政策オプションの立案に向けて研究を進めました。



PROJECT CLOSE-UP プロジェクト・クローズアップ

インドネシアにおける持続可能なバイオ燃料開発



東南アジア諸国でバイオ燃料の開発に関心が高まる中、本プロジェクトは「インドネシアの持続可能なバイオ燃料開発に関するワークショップ」を2009年2月にインドネシア・ジャカルタでCooperation for Development-Europe及びインドネシア新・再生可能エネルギー協会(METI)と共催しました。

ワークショップには、政府、企業、研究機関、大学、NGO等さまざまなバックグラウンドの参加者が集い、バイオ燃料に関するインドネ

シアの政策動向について詳細な報告が行われたほか、バイオ燃料の原料や経済社会的な影響、第二世代バイオ燃料、バイオ燃料ビジネス・投資、土地利用の問題等広範囲にわたるトピックが議論されました。本プロジェクトは、バイオ燃料がエネルギー安全保障や地域開発等に資する可能性がある一方で、持続可能な方法で生産が行われない限り逆効果をもたらす点を強調し、多面的な議論に貢献しました。

森林保全プロジェクト

FOREST CONSERVATION PROJECT



01 研究の目的・概要

アジア太平洋地域で持続可能な森林管理を促進するためには、住民の生計や森林を利用する権利の公正性を確保することが重要です。本プロジェクトでは、「森林法制度改革の評価」や、持続可能な森林管理を促す「森林認証の推進」及び「木材の政府調達政策の強化」等の課題に取り組むほか、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が2013年以降の気候変動枠組みに含めることを検討している「途上国における森林減少・劣化による排出削減（REDD）」についても、政策形成につながる研究を進めています。

02 主な研究活動

森林法制度改革の評価

本研究では、住民の権利の観点から、アジア諸国における森林法制度改革の事例を分析しました。インド、ロシア、フィリピン、マレーシア、タイの関連機関に対して、各国の森林法制度改革に関するレビューを委託し、改革によりもたらされる住民参加や森林管理の便益を分析するとともに、森林保全に及ぼす影響について評価を行いました。

小規模林業事業への森林認証導入を促進するためのモデル開発

インドネシアとパプアニューギニアにおいて、コミュニティによる森林管理認証を促すイニシアティブ及び認証材のマーケティングに関する研究を終了しました。また、ASEAN諸国での違法伐採に対処する「汎ASEAN森林認証イニシアティブ」のための加工・流通過程の管理認証（CoC認証）ガイドライン開発を行いました。

認証熱帯合法材の貿易推進

認証された熱帯合法材の貿易を推進することを目的に、国際熱帯木材機関（ITTO）プロジェクトの一環として、「熱帯合法性検証木材／森林認証材の利用拡大ワークショップ」を2008年7月に東京及び大阪



「熱帯合法性検証木材／森林認証材の利用拡大ワークショップ」で発表

で共催し、コミュニティによる森林管理を対象とした認証制度に関する研究成果を発表しました。

木材の政府調達政策の強化

多くの木材輸入国において、違法かつ持続可能でない木材の調達を回避すべきとの認識が高まっています。本研究では、日本における木材の公共調達政策について評価するとともに、他国の政策との比較分析を進めました。また、日本の木材公共調達政策実施における調達機関の役割や意識について調査を実施しました。

違法な木材貿易を阻止するための税関の役割評価及び強化

違法伐採に対して国際的に懸念が示される中、本研究では、違法な木材貿易を阻止するための税関間の協力について研究を行い、協力関係を促進するフレームワークについて検討を行いました。そして、研究の成果を報告書「Enhancing Customs Collaboration to Combat the Trade in Illegal Timber」としてまとめました。

途上国における森林減少・劣化による排出削減 (REDD)

2007年の国連気候変動枠組条約第13回締約国会議 (COP13) において、途上国における森林減少・劣化抑制努力を温暖化防止対策の一つとして検討することが合意されて以来、REDDへの国際的な資金の流れが活発化しています。本プロジェクトでは、REDDのパイロットプロジェクトの設計・実施に関する研究を協力機関と行ったほか、UNFCCCに提出された各国のREDD意見書の比較及び発展途上国の国家REDD戦略に関する評価を実施しました。



FSC (森林管理協議会) 認証された森林
(パプアニューギニア)



学校建設用の木材を製材する村人
(パプアニューギニア)

PROJECT CLOSE-UP プロジェクト・クローズアップ

2013年以降の気候変動枠組みに向けたREDDの選択肢

2008年10月にIGESが京都で開催した「2013年以降の気候変動枠組みに係る非公式対話:コペンハーゲン合意に向けて―課題と展望」では、バリ行動計画における重要事項に焦点を当て、アジア諸国の政策担当者や専門家、国際機関の代表等が議論を深めました。

本プロジェクトは、重要テーマのひとつであるREDDについてセッションを主催し、先進国

と途上国双方からの参加者の間で、将来枠組みに向けたREDDの課題に関してパネル討論が行われました。参加者からは、より多くの関係者の関与を促すためのアプローチや、森林の減少に加えて劣化を回避するインセンティブの必要性が示されたほか、REDDへの資金供与について、政府開発援助 (ODA) 等既存の資金源に加えてクレジットの取引を支持する意見等が示されました。

淡水プロジェクト

FRESHWATER PROJECT



01 研究の目的・概要

安全な水資源の確保に向けて、地下水質管理や飲用水源地周辺等の重要水域等における戦略的水質管理について革新的・実施可能な手法を開発することを目指しています。また、アジア域内の水環境保全に関する情報共有や関係者の能力向上を図る「アジア水環境パートナーシップ (WEPA)」事業に取り組んでいます。

02 主な研究活動

安全な水資源確保のための地下水質管理

安全な水資源を確保する上で水質管理は重要です。しかし、アジア各国の水質管理は必ずしも十分ではなく、水量や水資源の利用に関する管理との調整も不十分です。

本研究では、アジアの5都市(タイ・バンコク、インドネシア・バンドン、ベトナム・ホーチミン、スリランカ・キャンディ、中国・天津)で現地の研究パートナーと協力してケーススタディーを実施し、地下水質管理における各都市での課題を探り、比較研究・分析を進めました。研究成果を2008年10月にマカオで開催された国際シンポジウム「アジアにおける食糧と水の持続可能性」(主催:地球持続戦略研究イニシアティブ、東京大学、マカオ大学)や2009年2月に東京でIGESが共催した公開シンポジウム「アジアにおける持続可能な水資源管理」において報告したほか、2009年3月にトルコ・イスタンブールで開催された第5回世界水フォーラムのセッションで、これまでの成果について発表しました。



第5回世界水フォーラムにおけるセッション

日中水環境パートナーシップ事業

(中国の水環境管理強化のための日中共同研究(WEMAC))

2006年度に日本と中国との間で合意された中国の水環境管理に関する環

境省の協力プロジェクトを中心に、飲用水源地周辺等の重要水域において、新たな水質管理を推進できるような政策枠組みの提案を目指して研究を進めました。

分散型排水処理施設の実証調査を通して政策課題の分析を行ったほか、2008年12月には中国・北京で「日中協力汚染物質総量規制及び農村地域等における分散型排水処理技術と管理セミナー」を清華大学と実施(主催:日本国環境省、中国環境保護部)し、日中両国の行政機関、企業、大学、研究機関からの出席者とともに、農村地域等における分散型排水処理技術や汚染物質排出削減の管理等について議論を行い、水環境分野に関する今後の日中協力を検討しました。(IGES北京事務所の活動p.30-31を参照)

アジア水環境パートナーシップ (WEPA: Water Environment Partnership in Asia)

WEPAは、2003年3月に開催された第3回世界水フォーラムで環境省が提唱した、水環境保全分野におけるガバナンス向上と能力形成を目指す事業で、IGESは、その事務局を務めています。WEPAでは、パートナー国(11カ国)の相互協力の下、アジアの水環境保全に関する情報交換を行うとともに、「WEPAデータベース」を構築し水環境保全に関する情報を発信しています。2008年度には、カンボジアとマレーシアにおいて二国間会合を、10月にマレーシアで「第3回WEPA国際フォーラム」を開催し、アジア地域の関係者とのネットワークを拡充するとともに、これらの会議で得られた情報をWEPAデータベースに盛り込みました。また、WEPAパートナー国の水環境政策情報をとりまとめた「WEPA Outlook of Water Environmental



WEPA Outlook of Water Environmental Management Strategies in Asia

Management Strategies in Asia」を発行するとともに、2009年3月の第5回世界水フォーラムのセッションにおいてWEPAの活動成果を報告しました。WEPAは2008年度で第1期事業期間を終了し、2009年度から第2期事業を開始する予定になっています。



マレーシアでの二国間会合



第3回WEPA国際フォーラム

PROJECT CLOSE-UP プロジェクト・クローズアップ

地下水管理における研究ネットワークの拡充

IGESでは、2005年度からアジアにおける地下水管理研究を実施してきましたが、その成果を基盤として、アジア太平洋地域における研究ネットワークを拡充すべく、アジア・太平洋水フォーラム「地域水知識ハブネットワーク(APWF Knowledge Hub)」の地下水管理分

野のハブ機関となる準備を進めています。その一環として、2008年10月に中国・鄭州で開催された水文情報及び知識ハブネットワーク地域会合に参加し、安全な水資源確保のための地下水管理に関する研究成果を発表するとともに、関係機関との協力協議を進めました。

廃棄物・資源プロジェクト

WASTE AND RESOURCES PROJECT



01 研究の目的・概要

アジア太平洋地域における持続可能な資源利用を目指して、地方・地域・国家・国際レベルでの効果的な政策を提案しています。特に、途上国の能力開発ニーズ、国際リサイクル、製品・リサイクル政策と化学物質管理政策との関連に注目しています。

02 主な研究活動

地域住民主体の廃棄物管理の促進

アジアの諸都市での現地調査を通じて、地域住民主体のごみ削減やリサイクル促進、生ごみコンポスト化等の活動において成功事例の普及が進んでいない要因を分析し、途上国の廃棄物管理とリサイクル問題に対する有効なアプローチを検討したほか、北九州イニシアティブと連携し、地域住民主体の廃棄物管理に関するワークショップをフィリピン、タイ、インドネシアで開催しました。また、3Rと気候変動政策との間のコベネフィットに関する研究を実施し、その成果を2009年3月の公開セミナー「資源管理と3R:持続可能なアジアに向けて」において発表しました。

エコインダストリアルパーク(環境産業集積)政策を通じた国レベルでの能力開発

資源効率の向上に向けた国レベルでの能力開発に焦点をあて、安全かつ効果的なリサイクルを行うリサイクルクラスターやエコインダストリアルパークに関する政策研究を実施しました。

東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)の政策研究作業部会「東アジア・東南アジアの3R政策」に対して、ゼロエミッション、ゴミゼロ工場、エコインダストリアルパーク、産業エコロジーといった環境効率的な産業活動に関する政策コンセプトを議論したワーキングペーパーを提出しました。

アジア地域のリサイクル枠組みの構築

国内のリサイクルの仕組みを阻害しかなない国際資源循環に関わる制度上

の「抜け穴」を防ぐための政策や、国際的な政策協調の実現可能性について検討しました。

2008年5月のG8環境大臣会合において合意された神戸3R行動計画の草案並びに最終版作成を支援し、3Rイニシアティブの一層の展開に尽力しました。また、経済協力開発機構(OECD)－国連環境計画(UNEP)資源効率性に関する会議にリソース研究機関として招聘され、IGESが2007年度まで実施した革新的・戦略的政策オプション研究(RISPOII)プロジェクトの廃棄物セクター政策研究の成果を発表しました。さらに、アジア開発銀行、国連地域開発センター、環境省との連携によるアジア3R推進フォーラムの企画作成やERIA「東アジア・東南アジアの3R政策」作業部会への参加、2009年3月に東京で開催されたアジアにおける3R及び持続可能な資源管理に関する一連のセミナーへの支援等を通じてアジアの3R支援プロセスに大きく貢献しました。

資源効率向上のための上流政策の開発

効果的な資源利用を達成するためには、資源利用の上流側(生産、消費、流通)での適切な政策が重要であるとして、EUの新たな化学物質規制であるREACHやRoHS指令等を製品リサイクル政策に反映する指針を検討しました。

また、適切な化学物質管理を促進する国際的イニシアティブである「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(SAICM)に対して、専門家会合の開催に係る等、SAICMの政策プロセスに深く関与して積極的な貢献を行いました。



PROJECT CLOSE-UP プロジェクト・クローズアップ

資源管理と3R:持続可能なアジアに向けて



本プロジェクトは、「アジア3Rハイレベルセミナー」を2009年3月に東京で環境省と共催しました。本セミナーは、G8環境大臣会合で合意された神戸3R行動計画を受け、アジアでの3Rの地域協力枠組みの発足を目指す準備会合として企画されました。セミナーにはアジア11カ国の政府高官と9つの国際機関及び援助機関が参加し、アジアにおける3Rの実施促進のための国際協力のあり方について議論しました。

また、翌日には国連環境計画の持続可能な資源管理に関する国際パネルのメンバーとアジア各国の政府高官がアジアでの持続可能な資源管理の在り方について意見を交

わす「持続可能な資源管理に関するアジアセミナー」が、翌日には公開セミナー「資源管理と3R:持続可能なアジアに向けて」がそれぞれ開催されました。これらの会議は、環境省、国連環境計画及びアジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)により共催され、本プロジェクトは事務局として会議を企画し、開催を支援しました。

公開セミナーではアジア経済が世界の環境問題や資源問題に与える影響について報告があったほか、持続可能な資源管理及び3Rの実施を通じた解決の方向性について活発な議論が行われました。

ビジネスと環境プロジェクト

BUSINESS AND THE ENVIRONMENT PROJECT



01 研究の目的・概要

企業の環境行動を促す効果的な政策の提案を目指すとともに、政策対話・情報提供を通じて、企業環境管理 (CEM) 政策の促進を図ります。

02 主な研究活動

企業の自主的な取り組みを通じた環境管理

インド、中国、タイのパートナー研究機関と連携して、企業レベルでの環境管理戦略実施にあたっての促進・阻害要因を特定するための事例収集・分析を行いました。また、サプライチェーンによる環境管理や環境情報開示といった自主的な取り組みに対する評価を行い、2008年9月にフィリピン・セブで開催された「第8回持続可能な生産と消費に関するラウンドテーブル」においてアジアにおける環境情報開示に関する研究成果を発表しました。

環境調和型産業クラスターの実現に向けて

中小企業の集積 (クラスター) とその企業間ネットワークの形成は、中小企業の環境パフォーマンスを改善するための効果的な手法であり、地域に経済的利益をもたらします。

この手法の実現可能性を明らかにするために、都市と農村の境界域における環境調和型産業クラスターに焦点を当て、環境・経済・社会面の利益について評価するとともにその促進策を検討しました。研究成果をポリシー・ブリーフ「環境調和型産業クラスター (EIC): 環境と連携した地域経済発展」としてまとめたほか、2008年10月には国際セミナー「環境調和型産業クラスターがもたらすアジアの持続可能な地域開発—包括的ビジネス発展モデルとしてのEIC:

国際セミナー「環境調和型産業クラスターがもたらすアジアの持続可能な地域開発」



アジアへの展望と挑戦」を開催し、アジア諸国や日本国内で実践されているEICの事例報告をもとに今後の可能性について意見交換を行いました。

家庭版ESCOの実現可能性調査

省エネルギーの努力で実現できる経費節減分を新たな省エネルギー対策に投資することを促すビジネススキーム「ESCO」を家庭に応用することの実現可能性と有効性について情報収集・分析を行いました。研究成果をもとに、家庭における省エネルギー診断を核とするスキーム（うちエコ診断）を検討し、兵庫県南部地域においてパイロット事業を実施しました。



うちエコ診断パンフレット

うちエコ診断では、家庭のCO₂の削減に向けて、エネルギー診断員が各家庭に対してCO₂削減コンサルティングを実施し、CO₂排出量の「見える化」による動機づけを行い、排出分析に基づく「各家庭に応じた対策の提案」を行うことで、CO₂削減の「行動化」を後押しし、削減効果の高い取り組みを促進しました。企業（CSR活動の一環として）及び自治体等とも連携して取り組み参加者を募り、約100世帯のモニター家庭に対して「うちエコ診断」を実施し、約85%の家庭がCO₂削減行動につながったという結果を得ました。

日中貿易におけるGHG排出量の分析

日中貿易による温室効果ガス排出量を抑制するために、国内及び中国のパートナー研究機関と連携して、産業部門別エネルギーデータの収集やデータベース化を進め、日中における温室効果ガス排出量の量的分析を行うとともに、最新の文献をもとに概況をまとめました。

PROJECT CLOSE-UP プロジェクト・クローズアップ

持続可能な地域開発「環境調和型産業クラスター」の可能性を展望

環境調和型産業クラスター（Eco-Industrial Clusters: EIC）とは、特定の分野に携わる企業が地理的に集中して活動し、企業同士及び地域コミュニティと協力し合って資源の効果的な共有を図るものであり、近年、包括的なビジネス発展モデルとして注目されています。

本プロジェクトでは、EICを持続可能な地域開発に向けた有効なモデルと位置付け、2008年10月に国際セミナー「EICがもたらす

アジアの持続可能な地域開発」を神戸で開催しました。

セミナーでは、中国、スリランカ、インドネシア等のアジア諸国や日本国内で実践されているEICの事例について報告が行われ、持続可能な地域開発におけるEICの役割と必要性について理解を深めました。また、本プロジェクトがEICに関する研究成果をまとめたポリシー・ブリーフを発表し、EICを推進するための具体的な政策オプションを提言しました。

気候変動と健康—顕在化するリスクへの対応を議論

2009年3月に国際シンポジウム「気候変動、環境と健康」を神戸で兵庫県及びWHO健康開発総合研究センターと共催しました。

気候変動が健康に及ぼす影響をテーマとした本シンポジウムでは、気候変動が人類に与える直接的な脅威であるとの認識に立ち、アジアを中心とした諸問題や今後の対応策、そして官民セクターの役割等について活発なパネル討論を繰り広げました。シンポジウムでの議論は、気候変動対策と社会開発を統合させる政策提言に向けた重要な示唆となりました。



能力開発と教育プロジェクト

CAPACITY DEVELOPMENT AND EDUCATION PROJECT



01 研究の目的・概要

持続可能な社会の実現には、人々が適切な意思決定を行い、行動することが重要です。そのためには、環境教育や能力開発の推進が鍵を握っています。

本プロジェクトでは、「環境教育や持続可能な開発のための教育(ESD)に関する政策・法制度分析」、「高等教育における人材開発」そして「ESDプログラムの評価指標の開発」に焦点を当てた研究を実施し、アジア太平洋地域に適した政策提言を目指しています。

02 主な研究活動

環境教育やESDに関する政策・法制度分析

本研究では、アジア太平洋地域における環境教育やESDを推進するための政策・法制度に着目し、現実的な政策や法制度についての分析と検討を行いました。

政策研究として、2008年2月に韓国で可決された環境教育促進法に関する研究を実施したほか、経済成長が著しく、環境の側面において国内のみならず北東アジア地域に多大な影響を及ぼしている中国に焦点を当て、中国におけるESD政策とその実施に関する研究を進め、研究成果をポリシーレポート「Education for Sustainable Practice in China」としてまとめました。また、北東アジアの主要国である日本、中国、韓国の政策担当者を対象に、各国のESD政策に関する情報交換を目的とした三カ国地域会合を2008年9月に北京で開催し、ESD政策の一層の促進に貢献しました。

また、地方レベルでの環境教育政策に関する事例研究として、環境教育政策の制度化を進めているマレーシア・サバ州を取り上げ、政策策定過程における障害や課題等の分析を行いました。研究成果を「環境教育政策の策定過程で顕在化した障害の分析～マレーシア・サバ州の事例から～」として出版し、環境教育政策の今後の方向性を示唆しました。

高等教育における人材開発

持続可能な開発に携わる人材を輩出する大学の機能に着目し、高等教育機関における環境人材育成の効果的なメカニズム形成、特に多様な関係者の

環境人材育成コンソーシアム
準備会発足記念シンポジウム



連携による大学教育の支援のあり方についての研究を行いました。

2007年度にIGESが作成し環境省が発行した政策文書「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づき、産学官民の連携により環境に係る人材の育成促進を図る「環境人材育成コンソーシアム」の設立に向け、事務局として準備を進め、2009年3月にコンソーシアム準備会の発足記念シンポジウムを東京で開催しました。また、本年度の業務で得た産学官民連携による環境人材育成に関するニーズを基に、「大学が環境人材の育成に取り組む際の教訓の抽出」及び「大学と企業における環境インターンシップのニーズに関する研究」と題した研究成果をそれぞれ出版し、学会発表を行いました。また、内閣府からの委託事業として、世界の30大学に対して、既存の環境リーダー育成プログラムに関する調査を行い、育成状況に関する報告書を作成しました。さらに、調査報告をもとに、今後、環境人材育成関連の基礎情報として利用されることが予定されている「環境リーダー情報ハンドブック」のコンテンツを作成しました。

ESDプログラムの評価指標の開発

本研究では、ESDに関する政策決定者や専門家、ESDを実践する教育者等のための、現場レベルで実施されるESDプログラムの評価指標の開発を目標とした分析・研究を行いました。

経済成長に伴い環境問題が喫緊の課題となっている東南アジアに注目

し、国連環境計画(UNEP)の協力の下、東南アジアにおけるESD地域協議会を開催しました。協議会での議論で得られた情報を、シンガポール、タイ、ベトナムの地方レベルで実践されているESDプログラムの分析研究に反映し、研



ESDプログラム(タイ)

究成果を「Education for Change: A Case Study on Education for Sustainable Development in Southeast Asia」としてまとめました。

PROJECT CLOSE-UP プロジェクト・クローズアップ

持続可能な開発のための教育(ESD)の推進



2005年に国連による国際的な取り組みとして「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」が開始され、ESDをキーワードとした能力開発・教育改革の流れが世界的に拡大しています。

本プロジェクトでは、アジアにおけるESD推進に向けた政策研究を実施しており、その一環として、北東アジア地域に大きな影響力をもつ日本、中国、韓国の政策担当者を対象とした三カ国地域会合を2008年9月に北京で開催しました(共催:中国環境保護部環境教育コミュニケーションセンター、北京師範大学)。

会合では、三カ国の政策担当者及び専門家が、各国におけるESD政策の位置づけと実施状況について報告を行い、特に気候変動問題に関連した政策について詳しく情報交換を行いました。また、地方レベルで実施されている政策の事例も紹介し、国レベルの政策への応用可能性やその際の課題について議論を深めました。今回の会合は、参加者にとって有益な情報共有の機会となり、一連の議論が各国における今後のESD政策に反映されることが期待されています。

プログラム・マネージメント・オフィス (PMO) の活動

PROGRAMME MANAGEMENT OFFICE (PMO) ACTIVITIES

01 目的・概要

アジア太平洋地域のニーズに的確に応えるためにIGES全体の統合的戦略研究計画を立て、研究プロジェクト間の調整を行います。また、アジア太平洋環境開発フォーラムをはじめとするアジアの持続可能な開発に向けた取り組みを支援するとともに、様々な機関と連携して分野横断的な研究を実施しています。

02 国際的なネットワーク・フォーラムとの連携

アジア太平洋環境開発フォーラム (APFED)

APFEDは、アジア太平洋地域が直面している重要な課題を討議し、より公平で持続可能な開発のモデルを提示することを目的に、2001年のアジア太平洋環境会議(エコアジア 2001)で設立された有識者会合です(事務局:IGES)。



生物多様性保全に関するAPFED政策対話



橋本龍太郎APFED賞授賞式

2008年度には、6件の事業活動を持続可能な開発を推進する優良事例として表彰(橋本龍太郎APFED賞)した他、13件の地域密着型の革新的取り組みの支援(革新的ショーケース)や、アジア地域内の研究機関ネットワーク「NetRes」の拡充、2010年に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)に向けた生物多様性保全に関する政策対話等を行いました。

アジア欧州環境フォーラム (ENVForum)

アジア・ヨーロッパ財団(ASEF)が主宰するENVForumは、アジアとヨーロッパにおける環境問題ならびに持続可能な開発に関する政策対話を多様な関係者を交えて推進するフォーラムです。IGESはENVForumに積極的に係わり、国連気候変動枠組条約第14回締約国会議(COP14)において、農業分野における統合的な適応・緩和策と気候変動対策における市民社会の役割といったそれぞれの政策課題に関しサイドイベントを共催しました。



ENVForumと共催したCOP14サイドイベント

アジア環境法執行ネットワーク (AECEN)

IGESは、アジアにおける環境法順守・執行を推進する地域ネットワークであるAECENとの連携を深めており、タイの公害対策局と協力し、タイにおける土壌汚染の現状と対策に関する政策・制度的枠組みについての評価等を実施しました。

エコアジア2008

2008年9月に名古屋で開催されたエコアジア2008(主催:環境省)では、生物多様性保全と持続可能な利用に焦点を当てた活発な討議が行われました。IGESは、各セッションのファシリテーターや主要なスピーカーとの事前討議、議長総括の取りまとめ等を通じて会議への貢献を積極的に行いました。

インドネシア政府による気候変動対策への支援

日本政府がクール・アース・パートナーシップの一環として実施するインドネシア気候変動対策プログラムローンに関して、IGESは国際協力機構(JICA)と共同でアドバイザー・モニタリングチームを構成し、インドネシア政府による気候変動対策年次行動計画(政策マトリクス)の実施状況の進捗確認と年次評価報告書の作成に向けた準備を開始しました。また、浜中裕徳IGES理事長がアドバイザー・モニタリングチームのリーダーとして、インドネシア政府関係省庁幹部と政策対話を行い、年次行動計画の進捗に向けた助言を行いました。

低炭素社会構築のための国際研究ネットワーク(LCS-RNet)

IGESは、2008年5月のG8環境大臣会合において設立が合意されたLCS-RNetの参加機関のひとつとして、ネットワーク活動立ち上げのための準備活動を行いました。

北九州イニシアティブ

国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)のプログラムである「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」(北九州イニシアティブ)は、アジア太平洋地域の都市がネットワークを形成し、情報や経験を共有することにより各都市の環境改善を推進する取り組みとして、北州市とIGESの協力の下、2000

年に開始されました。

IGESは北九州イニシアティブの事務局として各都市の環境改善の成功事例を収集し、その成功要因を分析し、参加都市と共有することで、同様の取り組みの拡大を支援しています。これまで廃棄物管理、排水処理、大気質管理、住民参加等をテーマに、数多くの都市の参加の下、多数のワークショップやセミナーを開催してきました。また、それらをニュースレターで配信し、ウェブサイトに掲載することで、積極的に情報を共有してきました。

特に住民主体の廃棄物管理に関しては、インドネシア・スラバヤ市で大幅な廃棄物発生量削減に成功したモデルの導入を各都市に推進し、北州市やJICA事務所、現地政府等の支援により、実際にインドネシア、フィリピン、タイの諸都市で同様の取り組みが広がっており、大きな成果をあげています。

03 政策ガバナンス研究

持続可能な社会に向けた都市・地域の取り組み

持続可能な社会の構築につながる都市・地域レベルでの政策案の提示に向けて、国際都市間環境ネットワークであるイクレイ東南アジア、シティネット及び北九州イニシアティブを検証しました。フィリピン、タイ及びインドネシアでの現地調査を経て、地域が主導する取り組みの促進・阻害要因や都市間ネットワークの役割を示したほか、日本の都市が国際環境協力を携わる要因をまとめました。

また、都市・地域レベルで低炭素型発展プロジェクトを支援しうる資金メカニズムに関する研究を進め、フィリピン、インドネシア及び中国で現地調査を実施しました。

北東アジアにおける環境管理

北東アジアにおける現在の環境管理体制を、同地域で予測される新たな環境課題に照らして評価し、これらの課題に対応するための提案を行うことを目的に、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）の下で、中国国家環境保護総局環境経済政策研究センター（PRCEE）、韓国環境研究所（KEI）と共同で調査研究を実施しました。2008年度は本研究の最終年度にあたり、2008年12月に韓国・済州で開催された第10回TEMM会議において共同研究報告書及び政策決定者向けサマリーを発表しました。これにより本共同研究の重要性が会議声明に盛り込まれ、今後のTEMMの活動に活用されることになりました。

また、東アジア地域における統合的な大気環境管理の導入や大気汚染物質の削減を目的に、これらの措置の導入を制約あるいは促進する要因を明らかにするため、主要国（中国、韓国、タイ）において現地調査を実施し、環境政策や制度等に関する情報を収集して予備的な分析を行いました。調査結果を、2009年1月にIGESで開催したワークショップ及び2009年3月に金沢大学で開催された国際専門家会合で報告しました。

04 経済分析手法による研究

東アジア持続可能な発展政策のメインストリーム化に関する研究

東アジアの持続可能な開発（SD）を目指した実効性のある政策提言に向けて、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）委託事業「東アジア持続可能な発展政策のメインストリーム化に関する研究」を2008年度から3年計画で開始しました。

2008年度には計3回の作業部会会合を開催し、SDに関する現況及び優先課

題に関する国別報告書や、SD政策の策定を目指した共同研究について議論を深めたほか、2008年度の東アジアサミットへの報告を念頭においたREDD（森林減少・劣化による排出の削減）及び効果的な環境政策の執行に関する成果発表等を行いました。



ERIA第2回作業部会会合

貿易に体化した二酸化炭素排出量研究

中国、インド、日本、米国、アセアン諸国及びEUを対象とした多地域間産業連関（MRIO）モデルならびに国際貿易分析プロジェクト（GTAP）データベースを用い、貿易に体化した排出量に関する様々な責任分担原則が、国・国際レベルでの気候政策にどのような影響を与えるのかについて分析しました。

脱温暖化2050プロジェクト

国立環境研究所が中心となって実施されている本プロジェクトは、日本における中長期脱温暖化対策シナリオを構築するために、技術・社会イノベーション統合研究を行い、2050年までを見越した日本の温室効果ガス削減のシナリオとそれに至る環境政策の方向性を提示するものです。



脱温暖化2050プロジェクト国際シンポジウム

IGESでは、革新的・戦略的政策オプション研究（RISPO-II）において開発した定量分析モデルを活用して低炭素日本シナリオの貿易構造分析を行い、2009

年2月に東京で環境省と共催した国際シンポジウムの機会に研究成果を報告しました。

東アジアシンクタンクネットワーク (NEAT)

NEATは、ASEANプラス3(ASEANと日本、中国及び韓国)首脳会議に対し知的支援を行うことを目的とした研究者ネットワークです。政策課題に対応した作業部会が設置され、各作業部会の成果報告は、NEAT年次総会での議論を経て、ASEANプラス3首脳会議に対し政策提言として提出されます。

2008年度には気候変動問題を主要課題とした環境作業部会が設置され、日本とシンガポールを共同議長として活動を開始しました。IGESは、政策提言を裏付ける研究の実施やディスカッションペーパーの作成等を通じて同部会に貢献しました。

持続可能な社会の具現化に向けた研究活動

RESEARCH ACTIVITIES TOWARDS A SUSTAINABLE SOCIETY

G8北海道洞爺湖サミットに向けたIGESの取り組み

地球環境問題が最重要課題となった2008年7月のG8北海道洞爺湖サミットに向けて、IGESは国際的な対話プロセスに対して研究成果をもとにした情報提供や政策提言を精力的に行い、実りある政策対話の実施に貢献するとともに、環境政策の形成プロセスに積極的に関与しました。

■G8環境大臣会合への貢献

2008年5月に神戸で開催されたG8環境大臣会合では、「気候変動」「生物多様性」「3R(廃棄物の発生抑制<Reduce>、再使用<Reuse>、再生利用<Recycle>)」を主要議題に各国大臣が意見交換を行い、合意文書が作成されました。IGESは、それぞれの議題の論点を整理した討議文書を提供するとともに、行動計画作成のための事前関連調査の実施や、G8各国のさらに先進的な取り組みを約束する行動計画を盛り込んだ議長総括の取りまとめ等を通じて同会合に貢献しました。

■G8環境大臣会合記念特別シンポジウムの開催

G8環境大臣会合に先立ち、IGESは、2008年5月にGLOBE Japan(地球環境国際議員連盟)、環境省及び日本水フォーラムとともに、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のパチャウリ議長等を招き、G8環境大臣会合記念特別シンポジウム「気候変動と水」を神戸市で開催しました(参加者約:700名)。そして、シンポジウムの結果を「シンポジウムからのメッセージ」としてとりまとめ、翌日のG8環境大臣会合「各界代表

G8環境大臣会合記念特別シンポジウム「気候変動と水」



との対話」で各国環境大臣に配付するとともに、GLOBE Japanの代表が報告を行いました。

低炭素社会に向けた日印パートナーシップ

低炭素社会の構築に向けて、経済発展の著しいインドと優れた技術の蓄積を持つ日本の協力促進に期待が集まる中、インド・エネルギー資源研究所(TERI)、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、日本政策金融公庫国際協力銀行(JBIC)と協力し、国際シンポジウム「低炭素社会に向けた日印パートナーシップを目指して」を2008年11月に横浜で開催しました(参加者:約300名)。

シンポジウムでは、政策・技術・金融の側面から、今後インドで市場の拡大が予想される省エネ・再生可能エネルギー分野における新たなビジネスチャンスと日印協力の可能性を探りました。また、一連の議論を通じて、日印間における情報不足が指摘される一方、インドの省エネ・再生可能エネルギー分野には大きなビジネスチャンスが存在しており、今後はインドの真のローカルニーズを踏まえて日本の技術を活用していくことが求められるという点が確認されました。IGESでは、今回の議論を踏まえ、TERIをはじめとする関係機関とともに、インドにおいて日本の技術を活用する具体的な仕組みの検討等、日印パートナーシップの協力強化と低炭素社会への移行に寄与する取り組みを重ねていくこととしました。



国際シンポジウム「低炭素社会に向けた日印パートナーシップを目指して」



研究活動拠点・機関

RESEARCH ACTIVITY FACILITIES



研究活動拠点・機関

RESEARCH ACTIVITY FACILITIES

本部(神奈川県葉山町)での活動に加えて、国内外の研究拠点や政府間プログラム・ネットワーク等との連携を通じて幅広い研究活動を行いました。

01 海外事務所の活動

バンコク事務所(タイ・バンコク)

アジア太平洋地域における研究活動の拠点として、国連環境計画(UNEP)アジア太平洋地域資源センター(RRC.AP)の協力の下、2003年に設立されました。同地域の研究機関、政府、開発関係機関との共同研究調査の推進や、環境政策に関する主な国際フォーラムへの参加、IGESの関係プロジェクトへの支援等を行っています。

2008年度には、次の4つの主要な活動を実施しました。

- 1) UNEP及びアジア開発銀行(ADB)と協力し、ADBのプログラムである「拡大メコン準地域(GMS)コア環境プログラム(CEP)」のための、持続可能な開発計画と環境パフォーマンス評価に関するキャパシティビルディングを行いました。



持続可能な開発計画と環境パフォーマンス評価に関する地域トレーニング(2008年5月 タイ・コンケン)



- 2) 持続可能な開発分野の専門家から構成される「アジア太平洋における持続可能な開発プランニングネットワーク(SDplanNet - Asia & Pacific)」の事務局として、ネットワークコミュニケーション及びウェブサイトの管理やオンライン上の学習会を開催しました。
- 3) メコン河委員会(MRC)が取り組んでいる持続可能な水力発電開発について、環境基準の策定を行いました。
- 4) 地球環境ファシリテーター(GEF)が資金提供し国連開発計画(UNDP)も参加している国際海域:学習交換及び資源ネットワーク(IW:LEARN)が支援するコーラル・トライアングル・イニシアティブ(東南アジアからオーストラリアにまたがる世界有数のサンゴ礁海域保全)に対する協力を行いました。

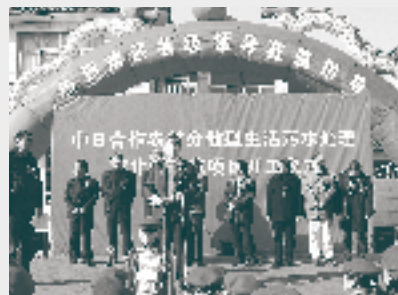
北京事務所(日中協力プロジェクトオフィス)(中国・北京)

中国における研究活動をより機動的に実施する拠点として、中国環境保護部日中友好環境保全センター内に開設(2006年7月)されました。日中を機軸とした二国間及び多国間(国際機関も含む)の協力によるさまざまな調査・研究等を展開しています。

2008年度には、次の3つの主要な活動を実施しました。

- 1) 中国におけるクリーン開発メカニズム(CDM)能力開発事業を実施し、CDMプロジェクトの発掘・開発、日本政府のクレジット(CERs)買い取り支援等を行いました。

- 2) 2008年5月に日中両国の環境大臣間で合意・署名された「農村地域等における分散型排水処理モデル事業協力」の日本側実施機関として、重慶市、江蘇省等をモデル地域に、分散型排水処理モデル施設の建設、汚染物質排出削減管理研究及び関連セミナーの開催等を行いました。
(IGES淡水プロジェクトの活動p.16-17を参照)



江蘇省泰州市のモデル施設起工式

- 3) 日中両国政府が実施する環境分野における戦略的互惠関係確立のための共同調査研究活動(コベネフィット協力事業、循環型都市間協力等)に参加し、積極的に政策提言等を行いました。

02 国内拠点・機関の活動

国際生態学センター (JISE)

主に植物生態学の立場より持続可能な社会の実現を目指し、地域から地球規模に至る環境の回復・再生・創造に向けた実践的な調査研究を行っています。また、環境や生態学に関する様々な研修や情報の収集・提供等の事業を推進しています。

2008年度には、マレーシアとケニアの熱帯雨林等の再生に関する研究、アジア太平洋地域の潜在自然植生の調査研究として東タイの雨緑林における群落環的研究、また生物多様性の保全に寄与する研究として日本における帰化植物群落の実態に関する研究や沿岸地域における希少野生生物アカウミガメの保全に関する生態学的研究、ならびに防災林としての環境保全林の評価等多彩な実践的研究を自主



JICA研修(植生調査)



タスマニアでの植樹

財源及び研究助成金の援助の下で精力的に実施し、国際植生学会、日本生態学会等で研究成果を公表しました。また、環境保全に資する人材育成事業として、環境活動に係わる企業・団体の職員を対象に生態学研修を実施したほか、国際協力機構(JICA)の研修事業等を担当しました。また、2009年度の公開に向け、横浜国立大学COEと共同で植生調査資料データベースの入力・照合を行う等、環境情報の収集・提供を実施しました。そのほか2008年5月にはIGES本部との連携の下、湘南国際村においてIGES設立10周年記念3000本植樹～今から創ろう未来の森～を計画・指導・実施しました。

IGES持続性センター(CfS) ～エコアクション21～

エコアクション21認証・登録制度は、中小企業、学校、公共機関等が環境への取り組みを効果的に行うための制度です。2004年10月に設置されたIGES持続性センターは、エコアクション21の中央事務局としての機能を果たしています。

認証・登録事業者数は3,333件となり、エコアクション21審査人は全国で766人に、地域事務局は35都道府県47団体になりました(いずれも2009年3月末現在)。また、2008年度には日本政策金融公庫において、エコアクション21認証取得または取得見込み事業者の

環境配慮に係る設備投資及び運転資金に対する低利融資が行われ、6事業者が採り上げられました。また、一般の事業者の他に、自治体、保育園、専門学校等の学校法人でも認証が増え、自治体や教育機関におけるエコアクション21への関心がさらに高まりました。



エコアクション21全国交流研修大会

政府間プログラム・ネットワーク等との連携

IPCCインベントリータスクフォース技術支援ユニット (TSU)

1999年にIGES内に設置されて以来、TSUは、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) のインベントリータスクフォース (TFI) の活動をサポートし、温室効果ガスの排出量及び吸収量の算出・報告手法に関わるガイドラインを策定・発行・普及促進しています。TFIが実施する活動は、現在、2008年9月に選出された新メンバーから成るタスクフォースビューロー (TFB) によって監督されています。

2008年に、TSUは、IPCCガイドラインとグッドプラクティスガイドンス報告書及びそれらの関連広報資料や2006年ガイドラインの入門書等の配布・普及促進を、前年に続いて実施しました。また、エネルギー分野のみを対象とした2006年ガイドラインのソフトウェアを作成し、



農業や林業等土地利用による温室効果ガスの排出・吸収に関するIPCCのガイダンスについての専門家会議 (2008年5月13-15日、フィンランド・ヘルシンキ)



IPCC温室効果ガス排出係数データベースのためのデータ収集に関する第1回専門家会議：林業とバイオマス拡大係数について (2008年11月17-19日、アルゼンチン・ブエノスアイレス)

使用テストを行った後、ウェブを通じて配布しました。その上で、計算対象をインベントリーの全セクターにまで拡張して同ソフトウェアを完成させる作業の企画・仕様決定を行いました。これらに加えて、ブエノスアイレスでデータ収集のための会議や編集委員会会合を開催し、排出係数データベース (EFDB) の改善・拡充を進めました。

また、TSUは、「農業や林業等土地利用による温室効果ガスの排出・吸収に関するIPCCのガイダンス」について、使用経験を通じて認識された課題を議論するための専門家会議を準備・開催しました。さらに、新たなビューローの下で、ガイドラインのユーザーを支援するためのさまざまな取り組みに焦点を当てた新たな作業計画が作成されました。この結果、2009年にはいくつかの専門家会議が開催されることとなり、TSUはその準備を進めています。

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN)

APNは、アジア太平洋地域における地球変動研究を促進するとともに、同研究への途上国からの参加を増進し、科学研究と政策決定との連携を強化する



APN国際セミナー「生物多様性と人との調和及び共生を旨とした自然共生社会」



ことを目的とする政府間ネットワークです(加盟国21ヵ国)。APN事務局は2004年4月にIGESに移管されました(APNの意思決定機関は、APN政府間会合)。

2008年度には、APN第13回政府間会合で選ばれた20件の地球変動研究公募プロジェクトへの支援

を行ったほか、「持続可能な開発のための途上国における科学的な能力開発・向上プログラム(CAPaBLE)」では途上国の有力研究者による地球温暖化に関する国際共同研究推進事業(3件)ならびに若手研究者等に対する能力向上事業(10件)を支援しました。また、第14回政府間会合及び科学企画グループ会合を開催するとともに、2009年2月に国際セミナー「生物多様性と人との調和及び共生を目指した自然共生社会」を神戸で開催し、APNの研究成果を活用した市民向け啓発活動も行いました。さらに、2008年6月にドイツ・ボンで開催された国連気候変動枠組条約第28回補助機関会合(SBSTA28)では、北米及び中南米地球変動研究所(IAI)と共同サイドイベントを開催し、途上国における科学研究と政策決定との連携の重要性について強調しました。



ドイツ・ボンで開催されたSBSTA28におけるIAIとの共同サイドイベント



情報発信・アウトリーチ
INFORMATION DISSEMINATION AND OUTREACH

情報発信・アウトリーチ

INFORMATION DISSEMINATION AND OUTREACH

IGESの研究成果が、アジア太平洋地域の環境政策や環境に関する取り組み等に反映されるよう、様々な媒体を活用して研究成果を分かりやすく紹介するとともに、地球環境問題に関する最新の政策・研究動向等の情報を幅広く収集・発信しました。

IGES白書II「Climate Change Policies in the Asia-Pacific: Re-Uniting Climate Change and Sustainable Development (アジア太平洋の未来戦略: 気候政策と持続可能な開発の融合を目指して)」

これまでにIGESが行ってきた戦略研究をもとに、アジア太平洋地域における気候変動の影響と現状の政策を考察し、持続可能な開発を目指すアジア各国のニーズに適した気候変動の緩和・適応策を提示しました。



ポリシー・ブリーフ

各研究プロジェクトや研究員の研究成果を政策提言としてタイムリーに発信することを目指し、2005年に創刊しました。2008年度は、第7号日本語版「合法で持続可能な木材の公共調達政策: 日本の政策強化を目指して」及び第8号日本語版・英語版「環境調和型産業クラスター(EIC): 環境と連携した地域経済発展」を発行しました。



定期刊行物

1)「2008年アジアの環境重大ニュース」

アジア太平洋地域における1年間の環境関連のニュースのうち、特に重大と思われるものを1998年以来毎年取りまとめています。2008年度については、域内24カ国・3機関から合計127件のニュースを収集し、2008年12月に暫定版を公表、2009年3月に最終版を発行しました。



2) ニュースレター

IGESの研究活動の紹介、セミナー等の開催報告及び研究員による考察記事を掲載した「What's New from IGES」を2008年6月、11月、2009年2月に発行しました。



メールニュース“E-alert”

IGESの研究活動やIGESが開催するイベント案内、地球環境問題に関する情報等を、購読者に対して月平均2回程度、Eメールで配信しました。

環境情報サイト「EnviroScope」 <http://enviroscope.iges.or.jp/>

環境と持続可能な開発に関する情報提供サイトとして、国内外の関連省庁や研究機関の最新情報を提供するとともに、IGESの研究成果データベースとして掲載データの拡充を図りました。

メディアを通じた情報発信

IGESの活動や研究成果を多様なステークホルダーに伝えるための有効な方策のひとつとして、プレスリリースや記者説明会を実施し、国内外の多様なメディアを通じた情報発信を強化しました。プレスリリースについては、和文12件と英文11件を発信し、国内外の新聞、雑誌、ウェブニュース等に広く掲載されました。

地球環境セミナー

GLOBAL ENVIRONMENT SEMINARS

IGESでは、賛助会員及び一般を対象に、国内外の最新動向を交えながら地球環境問題についてわかり易く説明する「IGES地球環境セミナー」を開催しています。2008年度は「地球温暖化対策の行方」を全体テーマに選び、計3回を実施しました。

	開催日	テーマ	場 所	参加人数
第1回	2008年12月19日	COP14結果速報と今後の展望	横 浜	約160名
第2回	2009年1月27日	IGES白書を読む (将来枠組み・REDD)	東 京	約100名
第3回	2009年2月20日	IGES白書を読む (バイオ燃料・廃棄物管理)	東 京	約60名



第2回セミナー

国際シンポジウム「地球温暖化に立ち向かうアジア太平洋の戦略」

IGES 10TH ANNIVERSARY SYMPOSIUM "STRATEGY TO COMBAT CLIMATE CHANGE IN ASIA AND THE PACIFIC"

IGES設立10周年を記念し、これまでに蓄積してきた戦略研究の成果を広く発信する機会として、国際シンポジウム「地球温暖化に立ち向かうアジア太平洋の戦略」を2008年6月に横浜で開催しました(参加者約330名)。

シンポジウムでは、2007年度のノーベル平和賞を受賞したIPCC(気候変動に関する政府間パネル)のパチャウリ議長と川口順子参議院議員(元外務大臣・環境大臣)による基調講演が行われ、アジア、そして日本にとって温暖化対策が喫緊の課題である点が示されました。これを受けて、アジアがいかに温暖化問題に立ち向かっていくべきかについて、研究機関及び国際機関における環境問題の第一人者がパネル討論を行い、パネリストからは、情報・政策手法の共有や省エネ技術の移転等日本が果たせる役割や、ヨーロッパが取り組んでいる排出量取引等の気候変動政策について具体的な意見が出されたほか、途上国における温暖化対策と開発計画の調和、さらには私たち自身の行動を持続可能なものに転換させる必要性といった大局的な視点も示されました。また、IGESではこれまでの研究成果をもとにまとめたIGES白書を発表し、アジアの気候変動政策に関する新たな政策提言を行いました。



一方、シンポジウムに先立って行われた特別セッションでは、気候変動に関連した水資源、バイオ燃料、森林等の個別分野の問題について、IGES研究員をはじめとする専門家がアジアにおける現状や課題を報告するとともに、低炭素社会の実現に向けて具体的にどのような施策が求められているのか意見交換を行いました。

IGES設立10周年記念「3,000本植樹～今から創ろう未来の森～」

IGES 10TH ANNIVERSARY EVENT "PLANTING 3,000 TREES"

IGES設立10周年を記念した植樹を2008年5月にIGES葉山本部で実施しました。一般から約530名が参加し、世界各地の森づくりに取り組んでいる宮脇昭IGES国際生態学センター長の指導の下、25種類3,000本の苗木を本部入口付近の丘に植えました。



資料編

APPENDIX



財務諸表 (2008年度)

貸借対照表(総括)

(単位:千円)

資 産	4,068,336	負 債	1,009,254
流動資産	1,308,430	流動負債	891,246
固定資産	2,759,906	固定負債	118,008
(基本財産)	(250,000)	正味財産	3,059,082
(特定資産)	(2,368,449)	指定正味財産	2,480,886
(その他固定資産)	(141,457)	一般正味財産	578,196
	4,068,336		4,068,336

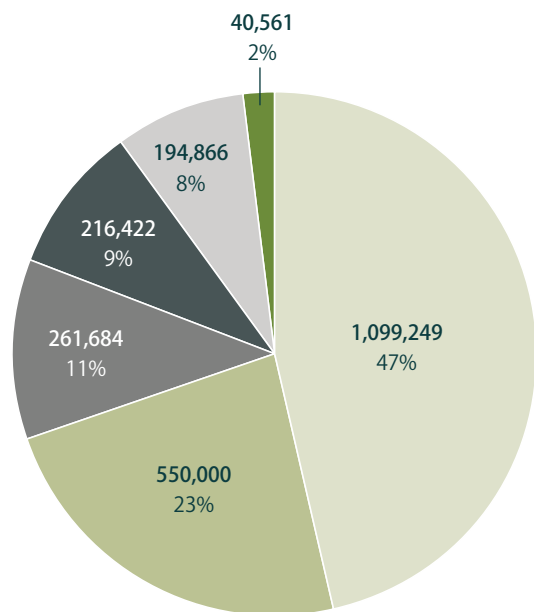
正味財産増減計算書(総括)

(単位:千円)

		一般会計	IPCC/TSU特別会計	APN特別会計	JISE特別会計	合 計
I 一般正味財産増減の部						
経常増減	経常収益	2,362,782	130,970	190,926	100,978	2,785,656
	経常費用	2,301,647	111,038	188,611	102,249	2,703,545
経常外増減	経常外収益	0	0	0	0	0
	経常外費用	7,932	1,421	0	0	9,353
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額		▲182	0	0	103,432	103,250
当期正味財産増減額		38,585	18,510	2,315	102,161	161,571
正味財産期末残高		613,399	88,226	50,360	2,307,097	3,059,082

経常収益の内訳(一般会計)

(単位:千円)

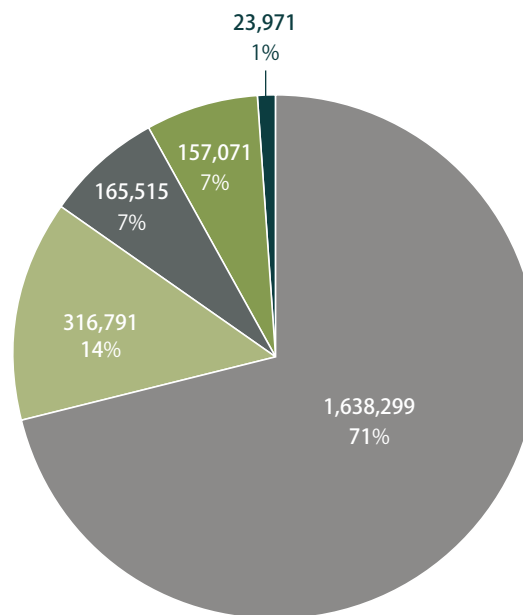


- 受託事業収益
- 環境省拠出金
- 地方自治体補助金
- 受取負担金等
- エコアクション21事業収入等
- 運用益等

合 計 : 2,362,782

経常費用の内訳(一般会計)

(単位:千円)



- プロジェクト事業費
- 管理費
- エコアクション21事業費
- 情報発信&アウトリーチプログラム事業費
- 減価償却費等

合 計 : 2,301,647

財団概要

【設立経緯】

1995年1月

「21世紀地球環境懇話会」(内閣総理大臣の私的諮問機関)の報告書『新しい文明の創造に向けて』の中で、地球環境戦略研究機関の設立が提案される。

1996年4月

「総合的な環境研究・教育の推進体制に関する懇話会」(環境庁)において「地球環境戦略研究機関のあり方」について最終報告がまとまる。

1998年3月

財団法人地球環境戦略研究機関発足

【人員構成】

研究職員	戦略研究プロジェクト	73名(30)
	特別会計	6名(0)
事務職員	葉山本部	38名(23)
	その他	19名(10)
計		136名(63)

()内は非常勤職員数で、職員数の内数。(2009年3月31日現在)

■本部

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
Tel:046-855-3700 Fax:046-855-3709
E-mail:iges@iges.or.jp URL:http://www.iges.or.jp

■東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1 日本プレスセンタービル6階
Tel:03-3595-1081 Fax:03-3595-1084

■関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 国際健康開発(IHD)センター 3階
Tel:078-262-6634 Fax:078-262-6635

■北九州事務所

〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3-9-30 北九州国際会議場6階
Tel:093-513-3711 Fax:093-513-3712

■北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心508号室(IGES中日合作項目弁公室)
Tel:+86-10-8463-6314 Fax:+86-10-8463-6314

■バンコク事務所

c/o UNEP-RRC.AP, Outreach Bldg. 3F, AIT
P.O. Box 4, Klongluang, Pathumthani 12120, Thailand
Tel:+66-2-524-6441 Fax:+66-2-524-6233

■APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1 国際健康開発(IHD)センター 5階
Tel:078-230-8017 Fax:078-230-8018

■国際生態学センター

〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野2-12-20 横浜西合同庁舎3階
Tel:045-322-1223 Fax:045-322-1225

【理事】

浜中裕徳(理事長)	慶應義塾大学環境情報学部教授
ルーカス・アスンサン	アースカウンシルジュネーブ事務所所長(スイス)
キース・ベザンソン	元サセックス大学開発学研究所所長(英国)
ヤンピン・チェン	日中友好環境保全センター所長(中国)
平石尹彦	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)インベントリープログラム共同議長
ネイ・トゥーン	ニューヨーク州立大学ストーニブルック校教授(米国)
フェイスン・ジョン	韓国環境政策管理学会会長(韓国)
小林悦夫	財団法人ひょうご環境創造協会顧問
幸田シャーミン	ジャーナリスト
森秀行	IGES副所長
トングロイ・オンチャン	メコン環境資源研究所所長(タイ)
ラジェンドラ・K・バチャウリ	エネルギー資源研究所(TERI)所長(インド)、IPCC議長
佐藤光徳	神奈川県環境農政部長
庄子幹雄	マサチューセッツ工科大学客員教授
鈴木 胖	兵庫県立大学副学長

【監事】

猪野博行 東京電力株式会社取締役副社長
岡田聡 株式会社横浜銀行営業統括部公務金融渉外部長

【評議員】

ボルジド・Ts. アディヤスレン モンゴル政府自然環境大臣顧問(モンゴル)
赤尾信敏 元在タイ日本国大使
ホセ・L. アティンサ・Jr. フィリピン政府環境天然資源省大臣(フィリピン)
ウィリアム・グランビル 国際持続可能開発研究所(IISD) 副所長兼最高執行責任者(カナダ)
マスネリヤティ・ヒルマン インドネシア政府環境省天然資源保全推進・環境管理担当副大臣(インドネシア)
加藤鐵夫 財団法人国際緑化推進センター理事長
加藤康宏 独立行政法人海洋研究開発機構(JAMSTEC) 理事長
小島襄 財団法人クリーン・ジャパン・センター理事長
リチャード・ロン カンボジア政府環境省環境総局副局長(カンボジア)
ジョンキュン・ナ 韓国政府環境省地球環境室室長(韓国)
モンマニー・ニョイブアコン ラオス政府水資源・環境研究所所長(ラオス)
岡田康彦 社団法人全国労働金庫協会理事長
小野川和延 国連地域開発センター(UNCRD) 所長
大場智満 財団法人国際金融情報センター理事長
大塚柳太郎 独立行政法人国立環境研究所理事長
佐々木正峰 独立行政法人国立科学博物館館長
ゴヴィンダン・パライル 国連大学高等研究所所長、国連大学副学長
ヨンウ・パク 国連環境計画アジア太平洋事務所所長
ナラヤン・ブラサッド・シルワール 前ネパール政府環境・科学・技術省事務次官(ネパール)
鈴木邦雄 横浜国立大学理事・副学長
モンチップ・タブカノン タイ政府天然資源・環境省上席監察官(タイ)
シヴァ・タンピ 国連アジア太平洋経済社会委員会環境・持続可能開発部長
トルウオン・ミン・ティエン ベトナム天然資源環境・政策戦略研究所所長(ベトナム)
ピーター・ウッズ オーストラリア政府環境水資源部首席広報官(オーストラリア)
ルウチュウ・イェ 中国環境保護部上席顧問(中国)
エマヌエル・ゼ・メカ 国際熱帯木材機関事務局長

【研究諮問委員】

クアンディー・チョティチャナエウォン タイ環境研究所所長補佐(タイ)

ウォルフガング・クラマー

ジョン・ドレクサージ
藤倉良
井村秀文
サリムル・ハク
アデッ・イスランゲーン
アラン・タン・キー・ジン
亀山康子

クァンギョン・カン
加藤久和
菰田文男
蔵元進
プーオン・リー
ハンス=ヨッヘン・ルーマン

馬奈木俊介
森下研
ノーハヤティ・ムスターファ

マンズ・ニルソン

ジンギョウ・オー
B・シユダカラ・レディ
坂本和彦
イルカ・サボライネン
リーナ・スリバスターバ
竹内佐和子
オユナ・ツィデノヴァ

ピーター・B・ユーリック

王青躍
エリック・D・ウイリアムズ
デトロフ・フォン・ウィンターフェルド
A. H. ザクリ

ポツダム気候変動研究所「地球システム解析」研究領域共同議長(ドイツ)
国際持続可能開発研究所気候変動・エネルギー部長(カナダ)
法政大学人間環境学部教授
名古屋大学大学院環境学研究所教授
国際環境開発研究所気候変動グループ・マネージャー(英国)
タイ開発研究所研究専門員(タイ)
アジア太平洋環境法センター准教授(シンガポール)
独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター主任研究員
韓国環境政策・評価研究院 政策研究部門マネージャー(韓国)
名古屋大学名誉教授
埼玉大学経済学部経営学教授
財団法人地球産業文化研究所(GISPRI) 専務理事
東南アジア研究所研究員(シンガポール)
ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所 プロジェクト・コーディネーター(ドイツ)
横浜国立大学経営学部・大学院国際社会科学研究所准教授
エコマネジメント研究所代表取締役
マレーシア国際戦略研究所・環境科学技術局シニアアナリスト(マレーシア)
ストックホルム環境研究所リサーチフェロー、政策・制度プログラムマネージャー(スウェーデン)
韓国エネルギー経済研究所(KEEI) 上席研究員(韓国)
インディラ・ガンジー開発学研究所教授(インド)
埼玉大学大学院理工学研究科教授
フィンランドVTT技術研究センター研究教授(フィンランド)
エネルギー資源研究所(TERI) 副所長(インド)
京都大学工学研究科客員教授
ロシア科学アカデミー・シベリア支部
バイカル自然管理研究所研究員(ロシア)
ワイカト大学国際地球変動研究所 持続可能な地域社会開発プログラムのための統合計画及びガバナンス・マネージャー(ニュージーランド)
埼玉大学大学院理工学研究科准教授
アリゾナ州立大学准教授(米国)
国際応用システム分析研究所所長(オーストリア)
マレーシア科学大学持続性学トウアック・チャンセラー・チェア(マレーシア)

【顧問】

海部 俊 樹	元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
川口 順 子	参議院議員、元外務大臣、元環境大臣
近藤 次 郎	特定非営利活動法人環境テクノロジーセンター会長
村山 富 市	元内閣総理大臣、地球環境行動会議顧問
西澤 潤 一	首都大学東京学長、元東北大学学長
曲 格 平	中国環境保護財団理事長(中国)
エミル・サリム	元インドネシア政府環境大臣(インドネシア)
シュテファン・シュミットハイニー	持続可能な開発のための世界経済人会議副議長(スイス)
アヒム・シュタイナー	国連環境計画事務局長
モーリス・ストロング	アースカウンシル議長(カナダ)
M.S. スワミナサン	スワミナサン研究財団会長(インド)
梅原 猛	国際日本文化研究センター顧問

【参 与】

赤尾 信 敏	元在タイ日本国大使
伴 次 雄	社団法人全国森林レクリエーション協会理事長
榎本 与 助	神奈川県議会議長
畚野 信 義	株式会社国際電気通信基礎技術研究所相談役
福川 伸 次	財団法人地球産業文化研究所(GISPRI)顧問
原 剛	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
廣野 良 吉	成蹊大学名誉教授
石坂 匡 身	財団法人大蔵財務協会理事長
加藤 康 宏	独立行政法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)理事長
大場 智 満	財団法人国際金融情報センター理事長
岡島 成 行	社団法人日本環境教育フォーラム理事長
佐々木 正 峰	独立行政法人国立科学博物館館長
末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP FI)特別顧問

(2009年3月31日現在)

【IGES設立憲章署名機関一覧】

合 計 48機関(アルファベット順、2009年3月現在)

【行政機関】16機関

オーストラリア連邦政府 環境・水資源・国家遺産・芸術省
 カンボジア王国 環境省
 カナダ 環境省
 中華人民共和国 環境保護部
 インド 環境・森林省
 インドネシア共和国 環境省
 日本国 環境省

韓国 環境省
 ラオス共和国 水資源・環境庁
 マレーシア 天然資源環境省
 モンゴル 自然・環境省
 ネパール王国 環境・科学・技術省
 ニュージーランド 環境省
 フィリピン共和国 環境・天然資源省
 タイ王国 天然資源・環境省
 ベトナム社会主義共和国 天然資源環境省

【国際機関】6機関

国際熱帯木材機関(ITTO)
 国連環境計画(UNEP)
 国連地域開発センター(UNCED)
 国連訓練調査研修所(UNITAR)
 国際連合大学高等研究所(UNU/IAS)
 国連アジア太平洋経済社会委員会(UNESCAP)

【研究機関】26機関

アジア太平洋環境法センター(シンガポール)
 国際環境法センター(米国)
 アース・カウンシル研究所(コスタリカ)
 財団法人地球産業文化研究所(日本)
 インディラ・ガンディー開発研究所(インド)
 サセックス大学開発学研究所(英国)
 東南アジア研究所(シンガポール)
 マレーシア国際戦略研究所(マレーシア)
 国際環境アカデミー(スイス)
 ワイカト大学国際地球変動研究所(ニュージーランド)
 国際環境開発研究所(英国)
 国際持続可能開発研究所(カナダ)
 国際応用システム分析研究所(オーストリア)
 韓国エネルギー経済研究所(韓国)
 韓国環境政策・評価研究院(韓国)
 国立環境研究所(日本)
 ポツダム気候変動研究所(ドイツ)
 日中友好環境保全センター(中国)
 ストックホルム環境研究所(スウェーデン)
 エネルギー資源研究所(インド)
 タイ開発研究財団(タイ)
 タイ環境研究所(タイ)
 世界資源研究所(米国)
 フィンランドVTT技術センター(フィンランド)
 ワールドウォッチ研究所(米国)
 ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所(ドイツ)

財団法人 地球環境戦略研究機関寄附行為

平成 9年4月21日 神奈川県知事設立許可
平成10年3月31日改正 内閣総理大臣認可
平成13年2月23日改正
平成14年8月20日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本機関は、財団法人地球環境戦略研究機関(以下、「本機関」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を神奈川県三浦郡葉山町上山口2,108番11に置く。
2 本機関は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本機関は、「地球環境戦略研究機関設立憲章(以下、「憲章」という。)」の趣旨を踏まえ、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究(以下、「戦略研究」という。)を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 戦略研究を実施すること(国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業及びNGO等(以下「他の機関」という。)との間の共同研究を含む。)
(2) 他の機関からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じ当該機関に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。
(3) 国際会議、セミナー等を実施すること(他の機関との共催を含む。)
(4) 各種の政策決定及び意思決定を行う会議に参加するなどにより戦略研究の成果を提案すること。
(5) 戦略づくりに関し研修コースの実施、研修員の受入等により研修を行うこと。
(6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。
(7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(使用言語)

第5条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第6条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された財産
(2) 設立後に企業及び個人等から寄付された財産
(3) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金

(4) 民間の財団等からの助成金
(5) 財産から生じる収入
(6) 会費収入
(7) 事業に伴う収入
(8) その他の収入

(財産の種別)

第7条 本機関の財産は、基本財産及び運用財産とする。
2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
2 基本財産のうち現金は、郵便官署への定期貯金若しくは銀行等への定期預金、信託銀行への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(戦略研究基金)

第10条 本機関の業務の円滑な運営に資するために戦略研究基金を置くこととし、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 戦略研究基金とすることを指定して寄付され、又は交付された財産
(2) 理事会で戦略研究基金とすることを議決した財産
2 戦略研究基金は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本機関の業務上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第11条 本機関の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第12条 本機関の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、評議員会の意見を聞き、理事会において理事現在数の過半数の議決を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第13条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第14条 本機関の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の過半数の議決を経て、評議員会に報告し、その会計年度終了後3箇月以内に環境大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

2 本機関の決算に余剰金があるときは、理事会の議決を経て、その全部若しくは一部を基本財産に繰り入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 本機関が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第16条 第9条ただし書及び前条の規定に該当する場合、並びに予算に定めるものを除き、本機関が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の過半数の議決、及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣に届け出なければならない。

(会計年度)

第17条 本機関の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第18条 本機関に、次の役員を置く。

(1) 理事 15人以上25人以内

(2) 監事 2人

2 理事の現在数（現在数が奇数である場合は、現在数から1を減じた数）の半数に1を加えた数を日本人とする。

3 理事のうち1人を理事長とする。

4 理事のうち1人又は2人を副理事長とする。

5 理事のうち1人を所長とする。

6 理事のうち1人を副所長とすることができる。

7 理事のうち1人を専務理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長、所長、副所長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他の特別の関係にある者が理事である場合のこれらの理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣に届け出なければならない。

(理事長等の職務)

第20条 理事長は、本機関を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を代行する。

3 所長は、第42条に定めるところにより、戦略研究及び研修に関する業務を行う。

4 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、その意を受けて、所長が行う業務以外の日常の業務を処理する。

6 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本機関の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第21条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会

- 及び評議員会又は環境大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

- 第22条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第23条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第24条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

- 第25条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

- 第26条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本機関の業務に関する必要な事項について議決し、執行する。

(種類及び開催)

- 第27条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

- (3) 第21条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第28条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 通常理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の30日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意が得られる場合はこの限りではない。

(議長)

- 第29条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

- 第30条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第31条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第32条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及び結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第34条 本機関に、評議員25人以上35人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、憲章に署名した各国行政機関及び国際機関から委任を受けた者、又はその他の学識経験者であるものとする。
- 4 評議員には、第22条から第24条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第35条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の機能)

第36条 評議員会は、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事長の求めに応じ、又は必要な場合に、本機関の運営全般について審議し、理事長に対して助言する。

(評議員会の招集)

第37条 評議員会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、評議員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、請求のあった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第38条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(評議員会の定足数、議決及び書面表決等)

第39条 評議員会には、第30条から第33条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(その他)

第40条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第41条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

3 顧問は、本機関の運営上根幹に関わる事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。

4 参与は、本機関の業務上重要な事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べるとともに、所長に対しても助言することができる。

5 顧問及び参与の任期は、それぞれ3年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 研究体制

(所長の業務)

第42条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 戦略研究計画の決定及び進行管理
- (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
- (3) 研究者の任免
- (4) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
- (5) 戦略研究及び研修に関する業務の統括

(研究諮問委員会)

第43条 本機関に、戦略研究の推進のための助言機関として研究諮問委員会を置く。

- 2 研究諮問委員会は、戦略研究計画の決定及び進行管理等の戦略研究の推進に係る事項について、所長に対して助言する。
- 3 研究諮問委員会の委員は、所長の意見を踏まえ理事長が選任し、委嘱する。
- 4 研究諮問委員会の委員は、憲章に署名した研究機関から委任を受けた者又はその他の学識経験者であるものとする。
- 5 研究諮問委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠又は増員により選任された研究諮問委員会の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、研究諮問委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(研究員等)

第44条 本機関に、主任研究員、研究員、客員研究員及びその他研究に関わる職員を置く。

- 2 客員研究員とは、他の機関に所属する者であって、本機関の実施する戦略研究に従事する者をいう。
- 3 主任研究員、研究員及び客員研究員は、所長が任免する。
- 4 研究員及びその他研究に関わる職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が定める。

(研修員)

第45条 本機関は、本機関に属する者以外の者を研修員として戦略研究に参加させることができる。

2 研修員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が定める。

第8章 事務局

(設置等)

第46条 本機関の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、研究に関わる職員については、所長の意見を踏まえるものとする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第47条 事務局には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員、研究諮問委員、研究員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章 会員

(会員)

第48条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の議決を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。

- 2 会員は、本機関の事業に参加することができるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。
- 3 会員は、第1項の定めに従い、別に定める会費を納めるものとする。

第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第49条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第50条 本機関は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を得なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第51条 本機関が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の承認を得て、類似の目的を有する団体又は当該財産を出資した団体に寄付するものとする。

第11章 補則

(委任)

第52条 この寄附行為に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附 則(平成9年)

- 1 この寄附行為は、本機構の設立許可があった日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員、評議員、顧問及び参与は、第19条第1項及び第2項、第34条第2項、並びに第41条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第22条第1項、第34条第4項において準用する第22条第1項及び第41条第5項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。
- 3 本機構の設立初年度の事業計画及び予算は、第12条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 本機構の設立初年度の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成10年3月31日までとする。

附 則(平成10年改正)

- 1 この寄附行為は、平成10年3月31日から施行する。
- 2 第18条第2項の規定については、平成11年3月31日までの間適用しないものとする。
- 3 所長については、平成10年3月31日以後、最初に開催される理事会の日まで、理事長が兼ねるものとする。
- 4 専務理事については、第18条第7項の規定にかかわらず当分の間欠員とすることができるものとする。
- 5 平成10年3月31日以後、第43条第3項の規定により、最初に理事長が選任し、委嘱する研究諮問委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。



IGES 2008年度 年報

財団法人地球環境戦略研究機関

発行: 2009年8月

IGES

財団法人 地球環境戦略研究機関

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口2108-11
TEL: 046-855-3700 FAX: 046-855-3709
E-mail: iges@iges.or.jp URL: <http://www.iges.or.jp>

■ 東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-1
日本プレスセンタービル6階
TEL: 03-3595-1081 FAX: 03-3595-1084

■ 関西研究センター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1
国際健康開発 (IHD) センター3階
TEL: 078-262-6634 FAX: 078-262-6635

■ 北九州事務所

〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3-9-30
北九州国際会議場6階
TEL: 093-513-3711 FAX: 093-513-3712

■ 北京事務所

100029 中華人民共和国北京市朝陽区育慧南路1号
中日友好環境保護中心508室 (IGES中日合作項目弁公室)
TEL: +86-10-8463-6314 FAX: +86-10-8463-6314

■ バンコク事務所

c/o UNEP-RRC.AP, Outreach Bldg. 3F, AIT
P.O.Box 4, Klongluang, Pathumthani 12120, Thailand
TEL: +66-2-524-6441 FAX: +66-2-524-6233

■ APNセンター

〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-1
国際健康開発 (IHD) センター5階
TEL: 078-230-8017 FAX: 078-230-8018

■ 国際生態学センター

〒220-0073 神奈川県横浜市西区岡野2-12-20
横浜西合同庁舎3階
TEL: 045-322-1223 FAX: 045-322-1225

